

(個別重点検討分野の改革)

1 医療分野

(1) 医療機関情報の公開義務化と診療情報の開示促進

医療機関情報の公開義務化等

ア 医療機関情報の公開義務化【平成 18 年医療制度改革で措置】

患者が医療機関や治療方法を選択するために不可欠な事項、選択に資すると思われる事項については、医療機関に都道府県への届出を「義務」付け、都道府県がそれらの情報を集積し、患者等に対し情報提供する枠組みを制度化する。(例えば、別紙に掲げる事項について検討の上、措置する。)(医療ア a)

イ アウトカム情報の公開【平成 18 年の早期に着手、以降段階的に実施】

医療機関の「治療成績」等のアウトカム情報は、特に患者や国民の情報公開のニーズが大きい。したがって、死亡率、平均在院日数、再入院率、院内感染症発生率、術後合併症発生率等のアウトカム情報については、地域による情報格差が生じることのないよう、段階的に公開の対象とすることとし、直ちに具体的な取組を開始する。

その取組を進めるに当たっては、適切なデータの開示方法についても検討の対象とするとともに、各医療機関の特殊性や重症度の違い等による影響やその補正のための手法等、アウトカム情報の客観的な評価を可能とするための研究開発の推進等のため、一定の病院について、提供する医療の実績情報に関するデータを収集し、さらに、医療の質の向上、アウトカム情報の信頼性の向上を図る等の具体的な仕組みを構築する。(医療ア b)

ウ 情報公開ルールの整備【平成 18 年医療制度改革で措置】

義務として公開すべきとされる医療機関情報については、具体的な提供方法等を定めるとともに、情報を集約してすべてを公開し、患者その他の医療関係者等が情報を容易に制約なく閲覧・取得・利用できるようにする。(医療ア c)

エ 情報活用のための患者支援の充実【平成 18 年医療制度改革で措置】

アウトカム情報を含め公開された医療機関情報は、患者に適切に理解、活用される必要がある。そのため、情報公開と併せ、公開された情報を患者が正確に理

解し活用できるよう、行政機関や医療機関等において、適切に相談に応じ関連情報を提供する体制を確保する等の患者支援の方法を充実するよう所要の措置を講ずる。(医療ア b)

医療機関による「広告」事項の拡大【平成 18 年医療制度改革で措置】

医療機関が「任意」に広告できる事項については、現行の事項を個別に列記する方式から項目群ごとに包括的に規定する方式に改め、客観的事実については、基本的に広告できることとする。また、患者保護の観点から何らかの制限を設ける場合にも、患者の適切な医療の選択の観点から必要最小限のものとする。(なお、虚偽、誇大、誤解を与える事項の公開が禁じられるべきものであることとはもとよりである。)(医療ア)

医療費の内容が分かる明細付き領収書の発行の義務化【平成 17 年度中に検討・結論、平成 18 年度中に措置】

医療費の内容が分かる領収書については、医療機関に対し交付に努めるよう促す通知が発出されているが、患者が窓口で一部負担金を支払う際、合計金額の記載のみで何に幾ら払うのかが明確でない領収書も依然として多く、患者本位の医療を実現する観点から改善が必要である。

したがって、記載項目や記載方法等の規格を整備しつつ、まずは保険医療機関等に、行われた医療行為等とその所要費用等の詳細な内容が分かる明細付きの領収書の発行を義務づける。(医療ア)

患者が医療機関や治療方法を選択するに当たり、
不可欠な事項、選択に資すると思われる事項の例

(施設・設備、医師・看護体制等の基本情報)

- ・ 医療機関の理念、基本方針、地域における役割等の組織運営に関する事項
- ・ 医療機関の沿革
- ・ 診療科名、医療機関の名称、電話番号、所在地、診療日、診療時間、交通手段等の患者のアクセス等に関わる事項
- ・ 医師数(常勤医師・非常勤医師)、看護師数、その他スタッフの職種と人数
- ・ 特定承認保険医療機関等の施設認定、基準許可に係る事項
- ・ 入院設備の有無、個室病室、病床数、診査機器等の施設・設備に関する事項
- ・ 専門外来の有無
- ・ セカンドオピニオンの実施に関する事項
- ・ D P C (Diagnosis Procedure Combination、診断群分類別包括評価)等の包括支払方式の導入の有無
- ・ 電子カルテ、電算レセプトの導入に関する情報
- ・ バリアフリーに関する事項
- ・ カルテ開示の実績に関する事項
- ・ インフォームドコンセントの実施とその方法に関する事項

(院内管理体制等)

- ・ リスクマネジメント委員会、臨床症例病理検討会の設置、研修・教育体制等の医療の質と安全の向上への取組に関する事項
- ・ 院内感染対策に関する事項
- ・ 個人情報保護、診療情報の管理に係る取組に関する事項
- ・ 治療に関する相談窓口の有無
- ・ クレーム対応窓口の有無とその内容開示に関する事項
- ・ 入院治療計画、クリニカルパスの実施実績

(医療機関の実績、治療方針)

- ・ 標榜科毎の専門にしている分野とその治療方針
- ・ 行われている診療、治療方法(高度先進医療等を含む)
- ・ 実施可能な検査、画像診断の方法とその件数
- ・ 得意とする診療、手術等の医療機関の特色

(医師の経歴・実績、診療、治療についての情報)

- ・ 診療に従事する全ての医師、歯科医師の性別及び略歴、専門医資格、認定資格の有無、及び得意とする診療領域

(入院、外来に関する情報)

- ・ 外来件数
- ・ 平均待ち時間に関する事項
- ・ 手術件数 (入院外来別、全身麻酔・部分麻酔別、疾患別、ステージ別、治療法別)
- ・ 主要な疾患毎の平均在院日数
- ・ アメニティ、プライバシー保護に関する設備、入院食、面会時間等の入院環境に関する事項
- ・ 差額ベッド代等の保険外費用に関する事項
- ・ 通訳、対応できる言語に関する事項
- ・ 夜間、時間外の受入・当直体制に関すること
- ・ 在宅支援・訪問看護の実施に関すること

(他医療機関との連携に関する情報)

- ・ 専門医療機関、他医療施設への紹介実施の有無
- ・ 治療において協力関係にある医療機関の有無

(治療成績、アウトカム情報、評価に関する事項)

- ・ 死亡率、治癒率、術後生存率、再入院率等の治療成績に関する事項
- ・ 患者満足度調査の実施の有無、及び実施している場合にはその結果
- ・ 日本医療機能評価機構の認定の有無と審査結果の概要

(2) 保険者機能の充実・強化

医科及び調剤レセプトの保険者による直接審査支払に関する要件の緩和

ア 保険者機能を推進する観点から、次期医療保険制度改革や規制改革により審査支払機関が行うこととなる業務の内容、審査支払機関間の役割分担、それらを踏まえた審査支払機関の手数料体系等の見直し及び具体的な手続き等の検討とともに、保険者が審査・支払をすることを規定した健康保険法等に照らし、「健康保険組合における診療報酬の審査及び支払に関する事務の取扱いについて」(平成 14 年 12 月 25 日 健康保険組合理事長あて厚生労働省保険局長通知 保発第 1225001 号)及び「健康保険組合における調剤報酬の審査及び支払に関する事務の取扱いについて」(平成 17 年 3 月 30 日健康保険組合理事長あて厚生労働省保険局長通知保発第 1225001 号)の通知に係る以下の事項について検討の上、必要な見直しを行う。【平成 18 年度中検討・結論】(医療ウ a)

- ・レセプトの直接審査支払の実施に当たり医療機関又は薬局の合意を必要とする要件を撤廃すること。なお、当面の方策として合意を不要とする方針を明示するとともに、少なくとも保険者が特定の医療機関又は薬局に対して第三者審査機関等への委託を含め保険者自らが直接審査支払をする旨を通知した場合、相手方の医療機関又は薬局はレセプト提出先や請求方法等についてこれに従うよう周知徹底すること。
- ・対象医療機関で受診、又は対象薬局で調剤した当該保険者の全レセプトを直接審査支払の対象とすべきとする要件は、保険医療機関等が診療科別等での請求先の選別を行うことが困難であるとの趣旨であることにかんがみ、保険者が一旦全てのレセプトを直接審査した上で、再審査等については、基金等を含め審査支払機関への委託による審査も可能であることを周知徹底し、直接審査支払における保険者による審査支払業務の充実を図ること。
- ・直接審査支払の対象医療機関や対象薬局の名称等を保険者の組合規約に明記すべきとする要件を廃止すること。

イ 特に、実際に取組を進める保険者・保険薬局等の要望者もあることから、以下のとおり、通知の見直しを行う。【手数料体系の整合性を図るべく平成 18 年度早期に検討・結論。その後速やかに措置】(医療ウ b)

- ・調剤レセプトの保険者による直接審査支払については、薬局に対する調剤レセ

プトの審査・支払と、保険者による突合点検後の医療機関に対する医科レセプト等に係る損害賠償請求とは法的に別個のものであり、処方せんを発行した医療機関は、調剤レセプトの審査・支払における当事者ではない。このため、突合点検後の医療機関に対する医科レセプト等に係る損害賠償請求ではない保険者と薬局との間の調剤レセプトの審査・支払については、保険者が、処方せんを発行した医療機関の同意を経ることなく行えることとし、調剤レセプトの審査・支払に関する上記通知の「処方せんを発行した医療機関」の同意要件を削除すること。

医科及び調剤レセプトの審査・支払に係る紛争処理ルールの明確化等【平成 18 年度中に検討・結論】

社会保険診療報酬支払基金では、「審査・支払」の業務と、損害賠償請求（医療機関が発行した処方せんを原因とする損害賠償請求）の裁定を含む保険者と医療機関間の調停業務（「紛争処理」）とを行っているが、紛争処理のみを保険者から受託することができる仕組みとなっていない。このため、の調剤レセプトに係る措置に併せて、「紛争処理」を単独で受託できる仕組みを整備する。

また、医科及び調剤レセプトの紛争処理業務を基金、国保連、及びそれら以外の第三者機関が受託した場合における、紛争処理に当たっての処理ルールを関係当事者間で自主的に定めるよう周知する。（医療ウ）

審査支払機関間の競争環境の整備【平成 18 年の医療制度改革の中で検討・結論】

レセプトに係る審査・支払については、健康保険の保険者及び国民健康保険の保険者それぞれが自ら審査・支払を行うことができるところではあるが、社会保険診療報酬支払基金及び各都道府県国民健康保険団体連合会のいずれに対しても審査・支払を委託できる仕組みとし、審査支払機関同士の競争を促すことにより、審査支払事務の効率化を推進する。その際、保険者が委託先を含め審査・支払する者を変更するに当たっては、医療機関又は調剤薬局にその旨通知するをもって足りることとするための仕組みを含め検討し所要の措置を講じる。さらに、基金及び国保連以外の第三者の審査支払機関に対して委託する場合においても、同様にする。（医療ウ）

医療機関・薬局と保険者間の直接契約に関する条件の緩和【逐次検討・結論】

「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」（平成17年3月25日閣議決定）における「保険者と医療機関の直接契約が進められるよう、現行の契約条件等について過度な阻害要件がないか等について保険者の意見を踏まえつつ、条件緩和について検討する。【逐次検討】」との決定を踏まえ、例えば以下のような事項について、

保険者からの要望があれば積極的に聴取するとともに、「健康保険法第76条第3項の認可基準等について（平成15年5月20日 健康保険組合理事あて厚生労働省保険局長通知 保発第05200001号）及び「保険薬局に係る健康保険法第76条第3項の認可基準等について（平成17年3月30日 健康保険組合理事あて厚生労働省保険局長通知 保発第03300002号）の通知における要件の見直しについて結論を出す。（医療ウ）

- ・直接契約の対象医療機関や対象薬局の名称等の内容を保険者の組合理約に明記すべきとする要件を廃止すること。
- ・認可申請の際にフリーアクセスを阻害していないことを客観的に証明するために保険者に提出が求められている書類の記載内容を簡素化すること。
- ・契約医療機関における当該保険組合加入者の受診増が、保険者の責による場合を除き、認可後の監督等の対象事項とされている「契約医療機関による患者のフリーアクセスの阻害行為」には当たらないことを明確化するとともに、契約後の各種報告を簡素化すること。
- ・認可後に地方厚生（支）局へ提出すべき事項から、保険者が持ち得ない、若しくは入手し難い情報（契約医療機関における当該保険組合加入者以外の患者に係る診療報酬の額及びレセプト件数 等）を削除すること。
- ・診療報酬点数の範囲内で契約による定められる価格設定が、契約当事者間の合意があれば、より自由に設定できるよう、要件を緩和すること。
- ・認可を取消された場合であっても保険者、保険組合加入者の受診機会の継続性の確保のため、当事者間の合意があれば、一定期間、継続的に運用を可能とする猶予措置を講じること。

健康保険組合の規約変更の届出制化等【平成18年度中検討・結論】

健康保険組合の規約変更については、厚生労働大臣の認可制から事後届出制に変更する事項について保険者の意見があれば、それらの意見を踏まえ、その適否について速やかに検討し、届出の対象とする事項の拡大等を図る。（医療ウ）

患者への情報提供等のエージェント機能の充実【逐次実施】

被保険者への情報提供等、保険者のエージェント機能の充実を図るため、以下に示すような内容について、必要に応じ周知を図る。（医療ウ）

- ・保険者が医療機関に係る情報収集を行い易いような方策を講じるとともに、保険者がそれらの情報を公表することや、被保険者による評価を反映すること、また、

そうした情報を用いて被保険者に対して優良医療機関を推奨することを可能とする等、被保険者の自己選択を支援する取組。

- ・ 査定減額の際の患者の一部負担金の過払いの問題等の解消に向け、被保険者の一部負担金に係る査定減額相当分について、被保険者の代理者として保険者が医療機関に返金請求を行うことができることを周知徹底するとともに、保険者が被保険者への返金分を代理受領し、被保険者への返戻を可能とする等、保険者が被加入者の権限行使をサポートするような取組。

高齢者医療等の運営への保険者の参画【平成 17 年度中に検討・結論、平成 18 年の医療制度改革で措置】

後期高齢者医療制度の運営に当たっては、都道府県単位で全市町村が加入する広域連合と医療保険者等との間の意見交換の場を設ける。（ 医療ウ ）

予防を重視した保健事業の充実や重症化予防等の取組の推進【平成 17 年度中に検討・結論、平成 18 年の医療制度改革で措置】

中長期的視点に立って保険財政の適正化を図る必要があることから、費用対効果を検討の上、保健事業の充実や生活習慣病の予防等の疾病発生・重症化予防のための取組を促進する体制を整備する。（ 医療ウ ）

（ 3 ）医療の I T 化の加速

電子レセプトによるオンライン請求化の確実な推進【速やかに着手、遅くとも平成 23 年度当初から原則完全オンライン化】

レセプトについては、平成 18 年度からオンライン請求化を進め、遅くとも平成 23 年度当初から、システム障害時や請求件数が極めて少ない場合を除き、医療機関・薬局等の医療関係機関、審査支払機関、保険者の何れにおいても、原則として全てのレセプトを、オンラインで提出及び受領しなければならないものとする。これらは法令上でも規定する。（ 医療イ a ）

また、交換される電子レセプトのデータの形式については、実施された医療内容の分析などの二次的利用が可能なデータ形式であることとする。（ 医療イ b ）

なお、オンライン請求の義務化以降、オンライン請求以外の方法によるレセプト提出については、ディス・インセンティブ（例えば、請求を受けつけない、オンライン請求を行えない者から追加費用を徴収する、支払期日を遅くする 等）を適用することとする。（ 医療イ c ）

カルテ等の診療情報の電子化の普及促進【逐次実施。標準規格の普及促進については平成18年度中に実施】

カルテの電子化を促進するに当たっては、医療におけるIT化の推進という方針の下、カルテの互換性・規格の統一、レセプト・カルテ連動のためのコード整備等の技術的な課題を解決するとともに、具体的な導入促進策や各種の促進手段を政府として明確にし、実行する。（医療イ b）

レセプトのデータベースの構築と利用環境の整備【逐次実施、平成22年度中までに措置】

二次的な医療政策や疫学調査等のためのレセプトデータの利用・分析も目的とし、全レセプトデータを国の責任において確実に蓄積、集約し、全国規模のナショナル・データベースを構築するとともに、電子レセプトによる請求データ等のデータベース等の活用、研究等を活性化するため、民間等も含め活用する際、過度に厳重な要件を課していたずらに利用を制限することのないよう、個人情報保護に配慮しつつも、データ利用・分析に係る利用資格・手続き等の利用環境の整備を図る。（医療イ ）

被保険者証の券面表示の見直し【平成17年度中に検討・結論、平成18年度中措置】

今後の医療分野のIT化のインフラ整備の一環としてカード化が推進されるため、健康保険証の券面表示の記載項目に係る規制を見直す。また、事業所名称及び事業所所在地の記載については、再発行等の不便を解消する観点から、早急に検討の上、措置する。（医療イ ）

（4）医療機器の内外価格差の是正等

内外価格差の是正等に向けて、新しい医療機器の持つ医療費削減等の効果や、保険償還価格が開発供給事業者に与えるインセンティブも考慮した総合的な視点から、以下の事項について早急に調査、検討を行い、対策を講じる。（医療力 ）

我が国における薬事法の承認審査に要する時間や医療機器の流通実態等のコスト引き上げ要因について、その検証に取り組むとともに、外国における実態価格を正確に把握するよう努めること等によって、外国平均価格調整制度の的確な運用を図り、不合理な内外価格差を解消していく。【逐次実施】

医療機器の承認審査体制の充実と運用の円滑化を図るため、以下の施策を講じる。

【平成 17 年度中措置、以降も逐次実施】

- ・承認審査体制の充実（医薬品医療機器総合機構の審査業務の効率化、第三者認証制度の対象となる医療機器の拡大、外部専門家の積極的な活用、メディカルエンジニア等の医療機器の専門家による審査の専門性の向上等）
- ・海外治験データ（海外で実施された同製品等の治験結果等）の利用の円滑化、データ受入方法の明確化と周知徹底
- ・GCP（臨床試験実施基準）運用の円滑化
- ・開発側と審査側とで共有できる客観的な各種基準の整備と周知徹底 等

ライフサイクルが短く、機器の改良が逐次行われる等、医薬品と異なる医療機器の特性を考慮し、医療機器の特性を踏まえた審査基準の整備とその運用の円滑化等を図るため、以下のような対応を行う。【平成 17 年度中に検討開始。平成 18 年度中結論の上、逐次実施。国際的整合化に係る事項については、国際基準の改定動向等を踏まえ結論の上、逐次実施】

- ・臨床試験の要否に関する判断基準等における国際的な整合性の確保の検討と推進
- ・一部変更申請の手続きの円滑化
- ・申請前時点における治験相談等の対話の充実 等

医療機関が分散している我が国特有の医療提供体制が、専門病院の少なさ、1 医療機関当りの症例数の少なさによる小ロット納品を生じさせ、価格高の原因となっているとの指摘もあることから、現在進められている医療機関の機能分化と症例の集中、地域連携の取組を一層推進する。【逐次実施】

（ 5 ）医薬品の薬価等の見直し

画期的でより有効性、安全性を高めるような新薬については、適正な評価を行う観点から、画期性加算及び有用性加算の要件の緩和及び加算率の引上げを行う等、新薬開発を活性化するような薬価算定基準に改める。【平成17年度中措置】（ 医療力 a）

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進のため、処方せん様式を変更するとともに、OTC薬（Over the Counter Drug、大衆薬）としても適当な医療用医薬品のOTC薬への速やかなスイッチ化を推進する。【平成17年度中措置、以降も逐次

実施】（ 医療力 b ）

「(4)医療機器等の内外価格差の是正等」の における医療機器に関する承認審査に関する指摘と同様、医薬品の薬事審査、承認においても、承認審査体制の整備（承認審査の迅速化、医薬品医療機器総合機構の治験相談の改善等）等の課題もあることから、医薬品の安全性の確保に配慮しつつ、承認審査体制の充実、薬効別の臨床評価ガイドラインの作成・整備、海外治験データ利用の円滑化、開発側と審査側とで共有できる客観的な審査ガイドラインの整備等の承認審査の運用の円滑化を行う。【平成17年度一部措置、平成18年度以降逐次実施】（ 医療力 b ）

(6) 中央社会保険医療協議会（中医協）の在り方の見直し

中医協については、次のような機能、組織の改革を実施する。また、その運用状況を注視し、必要に応じて見直しを行う。【速やかに措置。法律事項については平成17年度中に法案提出。引き続き注視、必要に応じ見直し】（ 医療工 ）

改定率を除く診療報酬改定に係る基本的な医療政策の審議については、社会保障審議会にゆだね、そこで「診療報酬改定に係る基本方針」を定め、中医協においては「基本方針」に沿って、具体的な診療報酬点数の設定に係る審議を行うこと。

中医協委員の団体推薦規定は廃止すること。

これに併せ、委員任命に当たっての、地域医療を担う関係者等の意見の配慮に関する規定を設けること。

中医協における公益委員の人数は、診療側委員、支払側委員のそれぞれの人数と同数程度とする観点から、「公益委員6名、支払側・診療側委員それぞれ7名」とすること。これに併せ、中医協の運営に関する公益委員の主導的な役割についての規定を設けること。

支払側委員及び診療側委員の委員構成については、医療費のシェア、医療施設等の数、医療施設等従事者数、患者数等の指標を総合的に勘案しながら、明確な考え方に基づいて決定すること。

中医協外で審議・決定された基本的な医療政策に沿って中医協において改定がなされたかどうかを検証すべく、診療報酬改定結果を客観的データによって公益委員が事後評価すること。

2 教育分野

1 教員の質の向上を目指した免許・採用制度及び教員評価制度改革

(1) 免許・採用制度改革 ～社会人経験者を含む多様な人材の確保・活用に向けて～

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（「骨太方針2005」。平成17年6月21日閣議決定）において、「優れた教員の確保・育成に向け、豊富な社会経験や特定分野の能力を有する人材等多様な人材の活用を促進しつつ、教員養成・免許・採用制度の抜本的見直し・改善を行う」ことが決定されていることにかんがみ、少なくとも以下の施策を早急に講じる必要がある。また、何れの施策も学校段階にかかわらず、特に私学助成という形で公金が投入されている私立学校にも適用すべきであることは言うまでもない。

なお、制度の創設が検討されている教職大学院の修了者の採用・処遇については、その修了者が教員としての一定以上の資質を備えているとの先験的な前提に立って、制度的に大学学部卒業者や一般大学院修了者等と異なる措置を講じることは適当ではなく、修了者の実績等を踏まえ、都道府県教育委員会等において選考の公平性に留意しつつ対応する。（教育ウ22）

免許状を有しない者の採用選考の拡大

社会人経験者を含む多様な人材を確保することは、学校教育の多様化、活性化を図るために重要なことである。民間企業等に勤める者で教員免許状を取得している者は、現職教員の数倍以上いると見込まれており、こうした人材の登用を促進していくとともに、教員登用の複線化を進める観点から、教員免許状未取得者への特別免許状の活用を促進することが重要である。

現在、教員免許状を有しない者にも教員採用試験の出願を認め、合格後に臨時免許状又は特別免許状を取得させて採用している都道府県は12県のみ（平成17年度）であるが、小学校での採用実績はなく、中学校・高等学校での工業、商業、農業又は看護の専門的な科目においてでしか実施されていない。

また、団塊世代の大量退職期を間近に控え、特に都市部では既に小学校教員の大量採用期に入り実質合格倍率が急激に低下していることにかんがみれば、小学校においても優れた資質能力をもった多様な人材を確保するために教員の採用選考を改善・充実させる必要がある。

これらを踏まえ、多様な人材を確保するための方策として、全国規模で学校段階、公私の別、教科を問わず、教員免許状を有していないが、担当する教科に関する専門的知識経験又は技能を有し、また、社会的信望や教員の職務を行うのに必要な熱

意と識見を持っている者に対して、特別免許状の授与を前提とした採用選考を実施することについて、積極的に活用するよう、各都道府県教育委員会や学校法人等に促す。また、その際、特別免許状制度について、制度の趣旨等を広く周知徹底し、その活用促進を図ることが必要であり、その一環として、各任命権者において免許状未取得者に係る特例的取扱いの状況を含め、採用選考の状況を広く公表するよう促す。

なお、各都道府県教育委員会等においては、上記のような採用選考を実施するには、免許状未取得者も応募できる旨を志願者側にも周知徹底するよう促す。【平成17年度中に措置】(教育イ)

特別免許状の活用の促進

教員免許状を有しない有為で多様な人材の採用選考等、教員登用の複線化を進める観点から、特別免許状の活用を促進する必要がある。同免許状は、大学での教員養成教育を受けていない者に教員免許状を授与するために昭和63年に制度化されたものであるが、授与件数は制度創設から平成16年度までの16年間を合計しても149件にすぎず、当該期間の採用総数約32万人に対して極めて少数にとどまっている。

したがって、特別免許状の授与については、面接等を中心とした、教員としての最低限度の資質のチェックを行う客観的な仕組みとする必要がある。具体的には、現在、特別免許状授与のための教育職員検定の受検に際しては、任命権者・雇用者による推薦が必要とされているが、都道府県教育委員会や学校法人等の任命権者・雇用者は、特定分野に秀でた能力を有する者の雇用が必要となった際に、推薦すべき者を迅速かつ適切に選出・雇用できるよう、日頃から、教育に対する熱意と識見を持ち、専門的知識・技能を有する社会人経験者を幅広く発掘・把握するよう努めることが必要である。その際、本人の資質を証明できる第三者（当該者の採用を希望する学校長等の任命権者・雇用者以外の者）による任命権者・雇用者への事前の推薦を活用するなど、特別免許状の活用を進めるよう促す。また、任命権者・雇用者と授与権者の間で、第三者による任命権者・雇用者への事前の推薦を踏まえつつ、教育職員検定の必要書類、学識経験者の意見聴取事項についてあらかじめ取り決めを行うなど、事務手続きの簡素化、迅速化を図り、特に私立学校採用への志願者で普通免許状を持たない者が、私立学校において特別免許状の授与の申請が負担となることによって、事実上不利に扱われることのないように配慮するよう促す。併せて、他県の特別免許状を有している者については、実務等の観点で、その実績を考慮した簡易な方式で検定を行うなど、教育職員検定の実施に当たって、状況に応じた弾力的取扱いを行うよう促す。また、学校教育に関し学識経験を有する者から意

見を聞くことを含む教育職員検定の透明性を確保するよう、各都道府県教育委員会に対し、適切に合否基準等の情報を公開するよう促す。

加えて、特別免許状を小学校教員に拡充するなど、小学校においても優れた資質能力をもった多様な人材を確保することが重要であり、要件を満たす者であれば、国語、算数、理科、社会等、複数の教科についてそれぞれの特別免許状を授与することも十分に可能である旨を周知することも含め、小学校教員への特別免許状の授与促進を図るよう促す。【平成 17 年度中に措置】(教育イ)

任期付き採用制度の活用

有為で多様な人材を確保・活用するためには、採用方法を工夫するとともに採用後の流動性を高める必要がある。現在、地方公務員の任期を定めた採用に関する法律「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年 5 月 29 日法律第 48 号）」は存在するものの、同制度を利用して公立学校の教職員を採用した事例は数件と数えるほどしかないのが現状である。

このため、各地方公共団体において条例を制定することによって、任命権者の判断で公立学校の教職員を任期付きで任用でき、資質の高い教員に関しては、その経験等を考慮した選考による任期の定めのない任用を行うことができるものであることを周知する。【平成 17 年度中に措置】(教育イ)

教員採用における公正性の確保

受験者の関係者の中に、教育委員会関係者、学校関係者、自治体関係者などがいることが、採用に有利に働いているのではないかという懸念が一部にあることも念頭におきつつ、教員の採用については、透明性・客観性が確保された採用選考とすることが必要である。具体的には、面接試験を重視する等、人物重視の採用選考を引き続き進めるとともに、採用の客観性・公正性が損なわれることのないよう、採用選考の実施主体である各都道府県教育委員会等に対して、それぞれが求める教員像を明確にし、学力試験問題や採用選考方法・基準を公表するとともに、面接に当たっては、多様な構成により、幅広く公正な立場から面接を行える者を確保し、選考の過程での利害関係者による接触等を排除するなど、採用選考の透明性・客観性を高め、採用が厳正かつ公正に行われることにより教育への信頼が確保されるよう努めることを促す。【平成 17 年度中に措置】(教育イ 21)

(2) 教員任用・評価・処遇制度の改革 ~ 児童生徒・保護者の意向を反映した教員評価の実現に向けて ~

以下の施策を早急に講じる必要がある。なお、何れの施策も、公務員特有の制度以外は学校段階にかかわらず私立学校にも適用すべきであることは言うまでもない。

児童生徒・保護者の意向を反映した教員評価制度・学校評価制度の確立

学校教育の成果は教員の資質と熱意に負うところが極めて大きいことから、教員がその資質能力を高め、それを最大限に発揮できるようにすることが重要である。このため、教員一人一人の能力や実績を的確に評価することが求められていることから、平成17年度中に55の教育委員会が、教員の能力や実績を評価するためのシステムに取り組んでいるところであり、そのシステムにおける結果を配置や処遇、研修等に反映するよう、取り組みを促す。

その際、学校を設置・管理する教育委員会の相談体制を強化して児童生徒・保護者の教員に関する意見等を受け付け、それを教員評価に反映させる工夫をするよう促すとともに、授業や学級経営、生徒指導等を含む、学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価をその匿名性の担保に配慮しつつ、学校評価の一環として実施し、その評価結果を適切に取りまとめ、個人情報に配慮した上でホームページ等で公表するよう促す。校長は児童生徒・保護者による具体の評価結果を教育委員会に報告し、教員評価や教員研修を行っている市町村や都道府県の教育委員会が学校教育の改善のため、適切に活用できるよう促す。具体的な制度設計は各教育委員会が作成することになるが、国は、授業評価、学級経営、生徒指導等を含む学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価を学校評価のガイドラインに位置付ける。

【平成17年度中に措置】(教育イ22)

校長評価制度の確立

上記 に併せて、児童生徒・保護者は学校に対して満足しているか、学校の平均的な学力水準が向上しているか、学校選択制導入以降に児童生徒が増えているか、生徒指導の取組が適切であるかどうか等、学校管理能力など校長の能力や実績を任命権者が客観的に評価する仕組みを早急に確立するよう促す。【平成17年度中に措置】(教育イ23)

条件附採用期間の厳格な制度運用

条件附採用制度については、真に教育者としての適性のある資質の高い者のみが本採用されることとなるよう、上記 による評価等を踏まえ、その厳正な運用を文書により促す。【平成17年度中に措置】(教育イ24)

指導力不足教員を教壇から退出させる仕組みの確立

いわゆる指導力不足教員は、平成12年度の65人から平成16年度は566人と認定者数は年々増加しているが、教育公務員の分限処分には困難さを伴うのが実情である。このことから、平成16年度までに構築されている全ての都道府県と指定都市において指導力不足教員に対する分限処分等の必要な措置を講じる仕組みについて、これを検証するように促すとともに、一部において取り組みが十分でないこともあり、厳正な運用を促す。併せて、その際、上記 による評価や、既に定められている指導力不足教員の人事管理システムに基づく評価を踏まえた、分限処分とすべき教員を判定するための具体的で明確な運用の指針を任命権者が早急に策定するよう促す。その際、国は指導力不足教員の分限処分に関する適切な情報提供を行う。【平成17年度中に措置】（ 教育イ25）

2 学校の質の向上を促す学校選択の普及促進

学校選択制について、市町村教育委員会がその方法や効果等について認識し、児童生徒や保護者を含む地域住民の意向を十分に踏まえつつ、その導入の是非について積極的な検討が行われるよう、学校選択制の好事例をまとめた事例集を全国に配付する。これにあわせて、国としても学校選択制の導入の是非について児童生徒や保護者を含む地域住民の意向を十分に踏まえた検討を各教育委員会に対して求めることとする。

また、就学すべき学校を指定した後の「変更の申立」について、学校教育法施行規則の一部を改正し、就学通知の際に、「変更の申立」ができる旨を記載するよう制度改正を行う。

さらに、いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等、変更の理由として相当と認められるものについて、具体的な場合を予め明確にして公表するよう、国としてもその具体的な場合の例を示しつつ、各市町村教育委員会に求める。【平成17年度中に措置】（ 教育イ26）

3 学校に関する情報公開・評価の徹底（全国的な学力調査の実施を含む）

「骨太方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）において「義務教育について、学校の外部評価の実施と結果の公表のためのガイドラインを平成17年度中に策定する。」「全国的な学力調査の実施など適切な方策について、速やかに検討を進め、実施する」と決定されていることを踏まえ、少なくとも以下の施策を早急に講じる必要がある。

（1）学校に関する情報公開の徹底

「骨太の方針2005」等に基づいて策定する学校評価のガイドラインの中に、各学校が公開すべき情報項目例を盛り込む。その際、別紙を踏まえるとともに、個人情報保

護や児童生徒等の安全確保の観点等に配慮する。情報公開の方法については、当該学校に通学する児童生徒や保護者のみならず、広く一般市民が情報を得られるよう各学校において工夫するよう措置する。【平成17年度中に措置】（ 教育イ27）

（ 2 ）全国的な学力調査の実施

全国的な学力調査については、小学校6年生、中学校3年生の全児童生徒が参加できる規模で平成19年度に実施する予定である。学力調査結果の取り扱いについては、適切に学校や教員の学力向上努力が促されることとなるよう努めるとともに、子どもたちに学習意欲の向上に向けた動機付けを与えるものとする。【平成17年度検討、平成18年度速やかに措置】（ 教育イ28）

4 バウチャー構想の実現

「骨太方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）においては「我が国の社会の実態や関連の教育制度等を踏まえ、海外事例の実態等を検証しつつ、教育における利用券制度について、その有効性及び問題点の分析など、様々な観点から検討し、重点強化期間内に結論を得る」とされているところであり、教育バウチャー制度について、我が国の社会の実態や関連の教育制度等を踏まえ、海外事例の実態把握、その意義・問題点の分析等様々な観点から、今後更に積極的な研究・検討を行う。【平成18年度検討・結論】（ 教育ア ）

各学校が公開すべき情報項目

(学校運営に関する情報)

- ・ 学校の教育目標、経営方針
- ・ 学校の特色、改善が必要な点
- ・ 学校運営協議会の設置状況、保護者・児童生徒の運営に対する関与の状況
- ・ 職員会議録
- ・ 学校行事の内容
- ・ 部活動の内容

(教科・教材等に関する情報)

- ・ 指導計画、授業時数、時間割、総合的な学習の時間の内容
- ・ 採用している教科書、副教材

(教職員に関する情報)

- ・ 教職員の担当学年、担当教科、校務分掌
- ・ 学校長、教頭、各教職員の経歴
- ・ 教職員に対する校内研修の内容

(就学児童・生徒に関する情報)

- ・ 欠席率
- ・ 進学実績、進路状況

(評価に関する情報)

- ・ 保護者、児童・生徒による授業評価結果・満足度調査結果
- ・ 学校の自己評価、外部評価結果

(会計に関する情報)

- ・ 学校の財務状況(決算報告書) 予算執行状況

(入学、転入・転出に関する情報)

- ・ 入学者選抜の方法(選抜基準など)
- ・ 学校選択における定員超過の際の選抜基準の詳細

- ・ 転入、転出生徒数

(学校の問題に関する情報)

- ・ 生徒指導上の諸問題及びそれに対する学校による対処や指導の状況等の実態
- ・ 学校への苦情、及び改善提案に関する情報

(危機管理に関する情報)

- ・ 保健安全、防犯対策、防災対策に関する情報

3 農業・土地住宅分野

(1) 意欲と能力のある担い手の育成・確保による農地の効率的利用

担い手への直接支払制度の具体化【第164回国会に法案提出済】

農地を確保し、その集約化を進めていくためには、新基本計画で提示された直接支払の対象となる「担い手」を経営力のある一定規模以上の経営主体に明確に限定することが重要である。本件に関しては、平成17年10月27日に政府・与党の経営所得安定対策等大綱がまとめられ、一定の規模要件等の要件が設定されたところであるが、農業経営基盤強化促進法に基づく特定法人（農業生産法人以外の株式会社等の法人）が農業参入する場合についても、当該要件を満たせば直接支払の対象になるよう担保するとともに、当該要件を定期的に上方修正することができるよう、所要の措置を講ずる。（農水イ）

新規参入促進のための農業生産法人制度等の周知徹底【平成17年度中に結論、平成18年度中に措置】

意欲と能力のある者の農業への新規参入を促進させるため、農業生産法人制度等の仕組みを法律上説明している用語の定義（例えば、業務執行役員等の「農業の従事」とは、企画管理労働、営業活動等を含む。）について、分かりやすい形によりホームページ等で周知徹底する。（農水イ）

(2) 農業関連流通の合理化・効率化

農協の経済事業改革等の推進

ア 全農等の経済事業改革の推進【平成17年度以降逐次実施】

全国農業協同組合連合会（以下「全農」という。）等において不正事件が累次にわたり発生していること等を踏まえ、農林水産省では全農に対し、その子会社を含め、事業・組織の在り方について見直しを行い、経済事業の主体を各単位農協と位置付け、複数段階での手数料を削除するなどコスト効率的な組織とすべく、平成17年10月に7回目の業務改善命令を発出し、全農より改善計画を提出させ指導しているところである。同改善計画は、全農の経済事業改革について、一定の期限を区切り数値目標等を設定させるものであるが、同改善計画の進捗状況を対外的に公表させるとともに、その成果を農林水産省が責任を持ってフォローアップする。（農水ア a）

イ 部門別損益の開示の促進【平成 17 年度中に結論、平成 18 年度中に措置】

農協における事業ごと(信用、共済、農業関連事業等)の損益の表示について、正組合員に対して各事業の実態を明確にするため、少なくとも事業管理費の約 7 割を占める人件費についても明細として部門別損益計算書に表示するとともに、同様の経営情報を外部へ開示するなど自主的な取組を促進する。(農水ア b)

ウ 全中監査の第三者性の強化【平成 17 年度以降逐次検討】

農協の監査については、平成 16 年の農業協同組合法改正を経て、全国農業協同組合中央会(以下「全中」という。)が一元的に実施しているが、一層の公平性、透明性を確保する観点から、全中監査の更なる第三者性の強化方策について検討する。(農水ア c)

農協の不公正な取引方法等への対応強化【平成 17 年度中に結論、平成 18 年度中に措置】

農協については、例えば組合員である農家への融資に際して自己からの機材の購入等を条件にするといった不公正な取引が独占禁止法の審決・警告に至った例が複数あるため、独占禁止法上の不公正な取引方法に該当するおそれがある農協の行為を示した独占禁止法上のガイドラインを作成する。(農水ア a)

また、農協の指導機関である全中や実際に事業を行う全農が、上記ガイドラインを個別の事業に当てはめて、各農協がルールを逸脱することがないように分かりやすく解説した指針を策定し各農協へ指導を徹底するよう、所要の措置を講ずる。(農水ア b)

さらに、不公正な取引を行った農協に対し、現行の独占禁止法による措置のみでは十分ではないと認められる場合には、再発防止等の措置について、農業協同組合法による行政処分も含め、適正に対処するよう所管行政庁において徹底する。(農水ア c)

農業に関する補助金の情報提供体制の整備【平成 17 年度中に措置済】

農業に関する補助金については、制度的に交付先が農協に限定されているわけではないが、結果として、農協を経由して補助金へアクセスする機会が多い実態にある。農業に関する補助金についてより広く情報提供を行うため、例えば、インターネット上で当該情報のワンストップサービスを実施するなど、農業関係者が広くアクセス可能な情報提供体制を整備する。(農水ア)

新規参入促進に係る実態把握等のための体制の整備【平成 17 年度中に結論、平成 18 年度中に措置】

農協の不祥事に関する情報に関しては、農林水産省において「農協改革ボックス」が設置されたところであるが、農協が行っている各事業について、新たな参入が妨げられたりすることがないように、関係行政庁において、法令違反等問題となる事例があった場合には、互いに情報提供を行うなど、連携を密にする。(農水ア)

(3) 土地住宅分野

用途地域内の建築物の用途制限の見直し

現在の用途規制は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 48 条の別表第 2 により各用途地域ごとに建築可能な建築物の範囲又は建築してはならない建築物の範囲が定められているが、これらによる規制は業態や外形基準により、一律に規制されている。社会・経済情勢の変化等へ弾力的かつ機動的に対応するために、用途規制の在り方について検討を行うとともに、都市の規模や機能に応じて、各用途地域で守られるべき環境基準を明確にするなど、求められる性能（周辺地域への影響度合い等）に基づく合理的な用途規制方策の在り方等について具体的に検討を進める必要がある。

地方分権が進展する今日、地方公共団体は、用途地域等の都市計画の策定や運用に当たっては、地域住民や地域で働く者、事業者らの意向を反映する必要がある一方で、国土に占めるその地域の果たす役割、あるいは広域的な視点での望ましい都市像を考慮して検討する体制が必要である。本来の用途規制の趣旨を狭い視野で誤解した運用等が見受けられる場合もある。したがって、適宜、国から地方公共団体への適正な動機付けに基づく運用等のための積極的な情報提供を行うべきであり、さらに、広域的な調整を行う仕組みを検討する必要がある。

このため、以下の措置を講ずる。

ア 用途規制方策の在り方の具体的検討【平成 17 年度検討開始】

用途地域において守られる環境が明確となり、公正かつ合理的な用途規制を実現するために、その地域に適した周辺環境への影響度合い等を考慮した性能に基づく用途規制方策の在り方について、より具体的に調査・検討を進める。

また、その建築行為の周辺に対するプラスの効果とマイナスの効果とのバランスにより、弾力的に運用する方策についても合わせて検討を開始する。(住宅ア)

イ 密集市街地等における老朽化した建築物の建替促進の検討【平成 17 年度検討開始、平成 18 年度中に結論】

密集市街地等においては、老朽化した建築物（既存不適格建築物や接道不良建物等を含む。）の建替えが進まないために、地域の環境、防災上大きな問題となっている。このため、当該建築物の建替えを促進するための方策が必要であり、さらに、一定の地域への貢献がある場合に、地域の合意を前提として、建築規制等の制限を緩和することについて、建替え促進のための事業等の仕組みを含め検討を開始する。（住宅ア）

大規模店舗等の立地コントロールの適正化【平成 18 年度中に措置】

郊外部において、大規模店舗等の立地を都市計画、建築規制等による新たな法的仕組みでコントロールしようとする試みについては、既存の競合する店舗等との競争を抑制するなど需給調整や既得権擁護とならないよう措置するとともに、環境悪化、交通渋滞の激化、都市基盤施設の利用効率の低下、集積による利便の増進など、土地利用の外部性をコントロールする観点から運用されるよう措置する。また、中心市街地において、有効利用されずに放置されるといった、低未利用地に対する対策についても検討する。（住宅ア）

一般道路における道路空間と建築物の立体的利用【平成 17 年度以降継続的に検討】

中心市街地においては、街区が小さいために、周辺も含めた一定規模の街区全体を整備することが求められるケースもある。このような場合には、街区全体の再開発等を行う中で既存道路の機能を確保しつつ、道路の上下空間を立体的に利用することが適当な場合も考えられる。

このため、既存道路の有する様々な機能を低下させることなく、周辺も含めた一定規模の街区全体の環境改善に資するような開発について、具体的な事例や構想を踏まえつつ、占用制度の運用や、道路区域の取扱い等について改善すべき点がないかどうか継続的に検討を行う。（住宅ア）

通勤鉄道における時間差料金制の導入【平成 17 年度以降継続的に検討】

通勤混雑を緩和し快適な通勤を確保するため、オフピーク通勤を推進しピーク時の需要の分散を図る時間差料金の導入は有効である。また、時間差料金制の導入によりオフピーク料金が低廉化すれば、都心商業地へのアクセスがしやすくなるため、都心の活性化や社会資本の有効活用に資することも期待される。

時間差料金制の導入に関しては、平成 14 年度以降アンケート調査、ヒアリング、海外事例の調査等が進められてきたが、なお検討すべき点が多い。

このため、時間差料金制の導入に伴う制度的課題、プロセス、政策的意義、技術的課題（ICカード技術の活用の可能性等）並びに実験的導入の可能性等について、今後引き続き検討を進める。（住宅ア 21）

景観規制の在り方に関する検討【平成 18 年度中に一部結論・逐次実施】

従来、容積率制限の目的はインフラに対する負荷の制限と良好な市街地環境の維持とされてきている。他方、景観に関する規制は、地域の良好な景観形成を図るため、建築物の形態意匠、高さ等の規制を行うものであるが、結果として容積率や建築物の高さなど希少な都市空間を過度に抑制する方向で機能しないよう、景観価値と景観価値を守ることにより失われる利益の双方を分析する手法について引き続き検討を行い、一定の成果を得て、自治体に対してその成果の活用に関して、情報の提供・助言を行う。（住宅ア b）

借家制度の改善【平成 17 年度以降逐次実施】

定期借家制度の見直しに関して、ア 居住用建物について、当事者が合意した場合には定期借家権への切替えを認めること、イ 定期借家契約締結の際の書面による説明義務を廃止すること、ウ 居住用定期借家契約に関して強行規定となっている借主からの解約権を任意規定とすること、エ 家主と借主が合意すれば更新手続きだけで契約を延長できる更新型借家契約を公正証書によらずとも締結できるようにすること等について議論があることを踏まえ、関係各方面からの求めに応じて必要な情報提供を的確・迅速に行う。

また、正当事由制度の在り方の見直しに関しても、借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）上の正当事由について、ア 建物の使用目的、建替えや再開発等、付近の土地の利用状況の変化等を適切に反映した客観的な要件とすること、イ 立ち退き料を正当事由の要件として位置付けることや、その客観的な算定基準を明確にすること等について議論があることを踏まえ、関係各方面からの求めに応じて必要な情報提供を的確・迅速に行う。（住宅ア ）

地図情報の民間開放の推進

現在の測量法（昭和 24 年法律第 188 号）は、地図が紙ベースであった時代に作られており、地図及び地図情報の利用環境について、今日のデジタル地図を広範に利用する社会に十分適合したものとなるように見直していく必要がある。また、民間が、基本測量成果（すべての測量の基礎となる測量で国土地理院の行うものにより

得られた測量成果) 公共測量成果(測量に要する費用の全部若しくは一部を国又は公共団体が負担し、若しくは補助して行う測量により得られた測量成果)を利用しようとした場合、その目的に応じて、複製承認(測量法第29条、43条) 使用承認(測量法第30条、44条)の申請を、国土地理院の長、測量計画機関の長に対し行うこととなっており、その際の手続きが、IT時代の今日の視点からは煩雑となっている実態が指摘されている。

このため、地図を活用した民間のビジネス機会を拡大し、営利目的・非営利目的を問わず、複製を含めてより簡単、迅速な利用を可能とするため、以下の点について検討する。(住宅ア)

ア デジタル地図を広範に利用する社会に適合するとともに、地図及び地図情報について民間が測量する場合も含め、利用者が利用しやすい環境を構築するために、法制面も含めて検討する。【平成17年度検討開始、平成18年度中に結論】

イ 複製承認、使用承認手続きについては、承認を一部不要とするなど手続きを簡素化し、民間による基本測量成果、公共測量成果の利用を活発化させる方策について検討する。【平成17年度検討開始、平成18年度中に結論】

ウ 基本測量成果、公共測量成果については、適正な対価を支払えば、営利目的でそのまま複製する場合であっても複製可能とするという方法を含め、測量成果の流通を促進するための対価及び利用制限のより効率的な在り方について検討する。また、公共測量成果に関しては、上記イ及びウを公共団体に周知するためのガイドラインの作成等についてもあわせて検討する。【平成17年度検討開始、平成18年度中に結論】

エ 基本測量成果のみならず、公共測量成果についても、広く一般(企業/個人)に対して、国土地理院が一括して提供するといった測量成果のインターネット上でのワンストップサービスを早期に実現すべく検討を進める。例えば、電子媒体にダウンロードして使用できるなど、デジタル情報として活用範囲の広がるようなシステム構築を考慮する。【平成17年度以降継続的に検討】

オ 測量の重複排除を進め、効率的な地図更新を行うために、民間も含めて、国土地理院以外が行った測量の成果をより多く基本測量成果、公共測量成果の更新に活用する方法について検討する。【平成17年度検討開始、平成18年度中に結論】

住宅購入後の瑕疵に対する被害者救済の仕組みの整備【平成 17 年度以降継続的に検討】

今回の構造計算書偽装問題では、建築基準法の建築確認に関し、官民を問わず検査機関のチェック機能の不備等が指摘されている。一方で、住宅の購入時には、購入者が専門知識を持たないという情報の非対称の問題があり、購入後に、住宅の瑕疵が発覚する可能性がある。確かに、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）により新築住宅に関しては 10 年間の瑕疵担保責任が売主等に義務付けられているが、巨額の賠償責任が発生し、売主等が経営破綻した場合など、善意の購入者が損害をすべて個人で負担するのは厳しく、このような被害者を救済する仕組みの整備を早急に検討し、結論を得る。

上記の検討においては、当事者の資力も様々であるなか、被害者が救済されない事態を防ぐため、被害者救済のための手法について幅広く検討する。（住宅ア）